

**第 1 2 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日

川薩地区法定合併協議会

第12回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年12月24日(水)

開催場所 ホテル太陽パレス(川内市)

開 会 午後2時22分

閉 会 午後4時38分

出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子
	福 元 忠 一	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮
	上 野 一 誠	田 島 忠 志	吹 田 紘 男
	森 園 正 堂	北 迫 茂	和 田 国 昭
	古 里 貞 義	山 元 温 治	田 原 八 工 児
	今 村 松 男	里 永 十 藏	村 原 政 和
	肥 後 耕 作	川 畑 禮 二	平 林 徳 子
	塩 田 至	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平
	外 園 加 一	純 浦 勝 志	山 下 廣 江
	藏 元 欽 一 郎	中 能 重 行	長 濱 秀 徳
	大 良 影 夫	西 仙 可	石 原 弘 子
	町 弘 道	中 川 三 継	西 手 正 孝
	宮 和 勇	日笠山 直 宏	宮 野 イ 子
	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎	中 野 捷
	橋 野 利 邦	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子

以上54名

顧 問 西中須 浩 一 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

0名

専門部会長等 福 留 久 根
村 尾 光 政
本 田 憲 證
桑 原 道 男

平 敏 孝
新 武 博
上 戸 健 次

岩 下 晃 治
岩 下 満 志
木 原 研 一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田 中 良 二

事務局次長 川 野 眞 司

事務局員 森 園 一 春

奥 平 幸 己

井手上 和 洋

堀 切 良 一

古 川 英 利

堀之内 孝 充

村 岡 斎 哲

上須田 敏 秋

平 利 朗

田 代 健 一

江 口 洋

橋 口 堅

大 毛 昭 徳

久 米 道 秋

古 川 太 司

山 内 拓 也

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 議案審議

議案第17号 新市まちづくり計画について

議案第63号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議案第64号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

議案第65号 一部事務組合の取扱い(その2)について

議案第66号 環境衛生事業(その2)について

議案第67号 新市の名称について

(2) 報告事項

住民説明会資料について

事務の進捗状況について

9 専門部会の進捗状況について

一部事務組合について

事務局体制について

(3) その他

次回協議会の開催等について

合併協定項目(46項目)の協議状況

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

4. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

お手元の資料でございますが、資料 1、協議会会次第、資料 2、協議会資料、資料 3、新市まちづくり計画書、資料 4、住民説明会資料、以上でございます。

携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切られますか、マナーモードにさせていただきますように、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第 12 回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

今年も余すところ 1 週間となりまして、何かと慌ただしい毎日でございますが、本日、第 12 回目の川薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方には万障お繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

まず最初にお詫びを申し上げますが、この会議の前に首長調整会を開いておりましたが、少し時間がかかりまして、開会が遅れましたことを、まずもって深くお詫びを申し上げる次第でございます。

さて、国の平成 16 年度の予算案が発表されまして、82 兆 1,109 億円、中でも三位一体の改革の予算案につきましては、ご案内のとおり、交付税削減 1 兆 1,800 億円、国庫の補助金のカット 1 兆円、そして地方に税源委譲につきましては 4,249 億円という、何だかこれで地方の時代としてやっていけるのかなと思うような、大変、税源委譲については、心もとない額になってきているところでございまして、これで良とすることは本当に納得しがたいという憤りを感じているところでございます。

地方自治につきましては、住民サービスを低下させないように、何とか自立して、道筋を着実に進めながら、行政を進めていかなければならないという段階におきまして、自己判断、自己責任をちゃんと持ちながら、これからの国の財政の推進の余波を受けて、やっていかなければならないということは、大変難しいものがあると、今、感じているところでございます。

ところで、川薩地区法定合併協議会におきましては、自立、発展を目的とする新市の将来像を構成市町村の皆様と共に協議してまいりましたが、本日の会議で、新市名称候補を最後として、合併に関する 46 の協定項目全ての審議が議了することに相成ります。昨年 12 月 25 日に川西薩地区法定合併協議会を発足させ、その後、市、村の出入りはございましたけれども、7 月 10 日には、あらためて川薩地区法定合併協議会をスタートさせまして、今日に至っているわけでございますが、本日の法定協を含めますとすると、通算 24 回目の協議会の開催となったところでございまして、これまでよくぞ皆様方もよく頑張っ

てきていただいたと、このように思う次第でございます。

委員の皆様、県の顧問の皆様におかれましては、ご多忙の中、毎回ご出席をいただきまして、大所高所から、新市誕生に向けて、真剣かつ活発なご審議、ご教示、ご助言をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後、全合併協定項目の内容を、協議会だよりなどで住民の皆様にお知らせをすると共に、年明けの1月19日から2月の中旬にかけて、1市4町4村の62箇所で市町村ごとに住民説明会を開催し、新市の概要をご理解いただき、そして合併調印、合併議案議決、配置分合申請を経て、10月12日の合併へと進んでいくことにいたしているところでございます。

最近のマスコミの報道では、合併に関わる各市町村の説明責任が問われておりまして、県内の法定協議会の中で、不十分の説明のまま、離脱の方向が出されたというような報道もあるわけですが、各市町村におかれましては、合併協定項目の調整方針に基づく住民サービスの内容を住民の皆様にご理解いただけるよう、独自の広報等による周知を図っていかねばならないと痛感をいたしているところであります。

また、併せまして、地方制度調査会の答申にもございまして、ますますの合併の必要性和、合併までの期間と、処理すべき膨大な準備作業などについても、十分な説明を努めていただくように、お願いを申し上げる次第であります。

住民の皆様におかれましては、協議会だよりなど、各種広報資料にお目通しをいただきまして、新市のさらなる発展について、前向きのご意見を頂戴することを期待するものであります。

今後、協議会では、合併協定書案、配置分合申請書案のご審議をいただき、10月の合併へ向けた準備協議へと移行していくこととなりますが、これからの協議も新市の順調な船出に必要なものでございますので、引き続き委員の皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

また、これまでの協議結果は、1市4町4村の各市町村の意見集約の結果であることから、協議会といたしましても、合併に向けた手続きを粛々と進めてまいりますので、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりになりましたが、協議会に顧問としてご出席をいただいております、合併推進室長さん、川内総務事務所長さんに、引き続き大所高所からご教示、ご指導をお願い申し上げます。

いよいよあと残り少なくなりました本年でございますけれども、皆様方におかれましては、どうかご自愛専一に祈り上げ、新しい年をお元気で、新春をお迎えになられますことを祈念申し上げます、開会のごあいさつといたします。本日もたくさんの議題がございますので、よろしくご協議を賜りますよう、積極的なご発言を期待いたしまして、あいさつといたします。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。それではここで会議の成立について宣言いたします。

協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は 53 名で半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

それでは、協議会規約第 10 条の規定により、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ではしばらく座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

まず傍聴者の皆様へお願いをいたします。今、お手元にお配りしてございます、傍聴の心得をよくお読みいただきまして、静かに傍聴していただくよう、お願いいたします。

また、本日の協議会の会議の状況につきまして、撮影の許可申請をされました、傍聴者の森永満郎氏におかれましては、許可をいたします。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を名乗ってからご発言をお願いいたします。

では早速、議事に入りますが、その前に本日の議事内容につきまして、全体的な事務説明をお願いしておきたいと思っておりますので事務局長から説明をいたさせます。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。議案審議の前に、本日の議事内容について、概要をご説明いたします。資料 2 の 1 ページをお開き下さい。

会次第の 3 番目が議事でございますけれども、ご覧のとおり（ 1 ）議案審議につきましては、本日は 6 件となっております。

議案第 63 号から 66 号までの 4 件につきましては、前回 12 月 11 日の法定協で、各市町村の意見集約を報告しております。意見は出された経緯はございますけれども、議案修正までは至らず、原案のまま本日も提案しております。

議案第 67 号につきましては、新市の名称についてでございますが、本件につきましては、11 月 26 日提案の 5 点につきまして、本日、出席委員の皆様におかれまして、1 点に絞っていただきます。

次に（ 2 ）が報告事項でございますが、5 件となっております。

報告の新規項目といたしましては、 にございますように住民説明会資料、それと の 1 月 1 日からの事務局体制でございます。

本日の主な議事内容は以上でございます。

なお、本日は新市名の1点選定を受けましてから、法定協の会議終了後に9市町村長の委員の皆様は、記念写真の撮影を行いますので、後ほどご案内いたします。

また、新市名称等検討小委員会の皆様におかれましては、同じく法定協の会議終了後に、新市名への応募者の中から、優秀賞20名の抽選をお願いしたいと思っております。

以上が本日の流れでございます。よろしくお願いいたします。終わります。

森卓朗会長

本日の会議の全体的な流れにつきまして、事務局長の方から説明を申し上げました。

ではただいまから議案審議に入ります。

まず議案第17号、新市まちづくり計画についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

計画班の古川でございます。資料2の5ページをお開き下さい。

議案第17号、新市まちづくり計画についてでございます。次の6ページをお開き下さい。

計画策定の経過でございますが、この計画は昨年10月7日から作業に着手しまして、新市将来構想アンケート調査や住民代表のまちづくりフォーラムの皆様のご提言をもとに、その素案を作成させていただきました。

また、計画の有効性や実効性を高めるため、コミュニティや地域情報化など、重点的な政策や行政組織のあり方についての調査・研究を計画策定に並行して行うという従来にない手法を取り入れ、作業を行わせていただきました。

そして8月12日の第2回協議会に計画原案を説明・提案して以来、3回の審議を経て11月26日の第10回協議会におきまして、計画案についてのご了解と、県の方に正式協議させていただくということを確認していただいたところでございます。

その結果、去る12月11日に県知事から川薩地区法定合併協議会会長宛に、計画案について異議はないとのご回答をいただくことができました。これで計画策定に係る全ての作業と手続きが完了したことになります。

これまでの計画策定につきましては、中俣代表をはじめとする、まちづくりフォーラム委員45名の皆様、あるいはアンケート調査やまちづくり広聴会などで、計画原案に対してご意見等をお寄せいただいた住民の方々、その他プロジェクト会議や各専門部会などに係る関係市町村、あるいは一部事務組合の職員の各位に多大のご協力をいただき、深く感謝しております。ありがとうございました。

本日は、このような経過を経て、県知事協議が終了しました、まちづくり計画につきまして、最終的な計画決定の確認をお願いしたいと考えております。

なお、最終的にまとめました計画書は、本日、資料3として、計画書としてまとめさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で県知事協議終了の報告と説明を終わります。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ただいま議案第17号、新市まちづくり計画につきましても議案説明を終了いたしました。これから各委員のご意見を頂戴します。何かご意見ございましたら、ご発言願います。ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。お諮りします。議案第17号、新市まちづくり計画につきましては、提案のとおり承認することよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第63号、議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下満志議会監査部会長

議会部会でございます。協議会資料につきましては7ページです。

合併協定項目6号「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案するものであります。

前回、11月13日開催の法定協議会で当初提案したものでありますけれども、その後、1文字について字句の整理をしております。

方針案の1の中で、市町村名の頭の文言において、「旧川内市」「旧樋脇町」という表現を使って整理をしておりましたけれども、他の方針案との表現の整合性を保つために、「旧」という字句をそれぞれ1字ずつ削除し、表現の整理をさせていただいております。

方針案につきましては、その後、いくつかの団体より、選挙区設置の考え方、議員特例関係の要請ということについて、再協議要望が出されておりましたけれども、これらについては幹事会などでの一次協議、二次協議など、慎重審議を重ねる中で、各団体から再協議に対する報告を受けております。

結果といたしましても、当初方針案どおり承認するとの回答を、各要請団体より受けておりますので、幹事会においても当初提案し、お願い申し上げております調整方針案どおりの取扱いとなったものであります。

したがって、本日も字句の整理を行ったものの、当初方針案のまま、お願いするも

のであります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第 63 号、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願ひます。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。お諮りします。議案第 63 号、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

引き続きまして議案第 64 号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上戸建次産業経済部会長

産業経済部会であります。17 ページをお開き下さい。

議案第 64 号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。合併協定項目 7 号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案するものであります。

調整方針案につきましては、11 月の 13 日に開催されました法定協議会で提案したものであります。

また、これは持ち帰り協議となっておりましたけれども、各市町村からの意見もなく、変更もありませんので、前回と同様の調整方針案で提案するものです。よろしくお願ひいたします。

森卓朗会長

議案第 64 号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願ひます。

(「なし」の声)

特別にご意見もないようでございます。お諮りします。議案第 64 号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、提案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第 65 号、一部事務組合の取扱い(その 2)についてを議題と

いたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

資料の方は 27 ページになります。

一部事務組合の取扱い(その2)につきましては、11月13日、第9回協議会で提案したものでございます。

提案の時点で、薩摩郡東部衛生処理組合、串木野樋脇清掃組合、川薩地区介護保険組合の3つの一部事務組合につきましては、調整方針案を絞りきっておりませんでしたので、提案以来、薩摩東部地区、串木野市との助役協議や首長協議を進めてきました。

まずこれまでの協議状況を簡単に報告しますと、薩摩東部関係の2つの組合につきましては、管理者の方針として、協議開始からこれまで10ヶ月間、一貫して新市、新町での直轄の方針を言われておりましたので、本地区としましては協議を整えるため、新市でのシミュレーション等を行い、新市の直轄事業とする方向で協議を進めてきておりました。

しかし、12月10日、薩摩東部地区合併協議会において、一部事務組合の再編、委託方式、直轄方式の三択による提案がされたため、12月12日、両地区正副幹事長会議を開催し、報告を受けましたが、薩摩東部地区はこれまでの直轄方針から一転して、一部事務組合再編の方向に方針変更をされており、本地区が調整してきておりました新市直轄方式と食い違いが出てきました。

そこで、当日、薩摩東部地区幹事長に持ち帰り再協議調整をお願いいたしました。

そして、これを受けまして、12月17日、1市7町市町長会議、12月22日、1市5町市町長会議を開催し、協議調整を行ったところでございますが、調整方針の合意までには至っておりません。

また、串木野樋脇清掃組合については、委託方式か新市直轄方式で協議を進めてきました。これまでの串木野市との協議の中で、基本的に委託方式とすることで合意され、今後、串木野市と市来町との法定合併協議会が立ち上がってから、細部の協議に入ることとなっております。

以上のような協議状況を踏まえて、調整方針を一部絞り込んで提案してございますので、読み上げさせていただきたいと思っております。資料27ページでございます。

まず最初に、1、薩摩郡東部衛生処理組合についてですが、上段の見え消しの文章が提案の時の議案となっておりまして、下段の文章が、今回、絞り込んだものでございます。

1 薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。

薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。

財産及び職員の取扱いについては、合併までに調整する。

としております。

次に 28 ページをお開き下さい。

2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになる。

新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。としております。

次に、3 川薩地区介護保険組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。

川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日に全ての事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。

財産の取扱いについては、合併までに調整する。

としております。

この調整方針案の中で、薩摩郡東部衛生処理組合、川薩地区介護保険組合につきまして、基本方針をどうするかの基本スタンスは持ちながら、薩摩東部地区と合意に達していないことから、このような、今後も協議を進めるという協議方針にしております。

この基本方針については、先ほど説明申し上げましたように、これまでの協議経過、すなわち平成15年2月28日から12月12日まで10ヶ月間に及ぶ薩摩東部地区の直轄方針と、川薩地区法定協としての首長会、各議会の意見集約、新市における業務のあり方について、協議検討した結果を踏まえて調整してございます。

なお、できるだけ早い時期に合意しなければならないため、今後の協議により合意に達した場合は、その調整結果について協議会へ報告させていただくこととしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で調整方針案の説明を終わりますが、事務局長の方から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

それでは、ただいまの議案に関連いたしまして、非常に重要な案件であり、かつ最近の動きが激しいことから、少し長くなりますけれども口頭で、後ほど経過の資料を使って説明いたします。

まず、調整班長の説明とだぶる部分がございますが、少しお聞き下さい。

まず、お手元に資料は配布してございませんけれども、この薩摩郡東部3町との一部事務組合の関わりにつきましては、2月28日、衛生組合の管理者から、衛生事業はじめ消防や介護など、全ての一部事務組合を3町直轄ですという方針を打ち出されたことが、

大きな議論の契機となっております。

今月 12 月 12 日以降、東部地区の法定協からは、施設の有効活用、あるいは財政問題を理由といたしまして、一転して一部事務組合継続の要請になっておりますけれども、本年 2 月 28 日の東部衛生組合議会の全員協議会の議事録からの抜粋で質疑がございますが、ご紹介いたします。

組合議員の質問といたしまして、「もし 2 町が抜けるとなると、1 億 5 千万円の負担金の減になるが、3 町でこれまでどおり経営、運営がやっていけるのか」

もう 1 つの質問・意見は、「本当に 3 町でやっていけるのか。大変苦しいだろうと思う」

これに対しまして管理者の答弁といたしましては、「やれるようにこれから交渉しなければならぬ。ちゃんとやっていける形を取らなければならぬ」ということと、関係町長さんの意見といたしましては、「この一部事務組合は、その新しい構成の中で取り組んでいかざるを得ない、今先程管理者から話がありましたけれども、我々もよく理解しながら覚悟もしなければならぬ。苦しくなったとしても、それなりにやっていく工面を考えなければならぬ」ということで、議事録の方に公言されております。

議長、関連がございますので、本日報告のところから説明をさせて下さい。資料 2 の 51 ページをお願いいたします。

本日の資料 2 の 51 ページが、通常では最後にご報告いたします一部事務関連でございますが、経過がございますので、この資料を使いながら説明いたします。

まず 51 ページの真ん中ほどに 10 月 1 日のことがございますが、東部 3 町長を含めました、1 市 7 町の首長会議が行われました。これにつきましては、消防組合につきましては双方直轄方式で合意しました。衛生と介護につきましては 10 月中旬までに基本方針を行うことで確認をしております。

それから 10 月 20 日、東部地区と川薩地区の幹事長・事務局長会議を宮之城で開催しております。確認事項といたしましては、継続して協議するとございますけれども、東部地区の考え方といたしまして 3 点ございました。1 点目は、東部衛生処理組合については、入来町と祁答院町の 2 町に対して、起債の一括償還と財産の無償譲渡を前提とした、新町直轄方式である。2 点目、この財産処分の取扱いと一部事務組合の取扱いとを切り離して考えることはできない。3 点目が、11 月末には調整方針を示したいということでございました。

それから開けていただきまして 52 ページをお願いいたします。

52 ページの 12 月 10 日、1 市 4 町川薩地区側の首長会議でございます。東部関係につきましては、書かれておりますように、東部関係の意思確認といたしましては、消防、衛生、介護も直轄方針の確認をいたしました。それから、土地・建物等は無償譲渡し、基金と起債無償還額の相殺、管理者の方針どおりの方針で意見集約をしております。

それから 12 月 11 日も、市町村長調整会議でございますが、川薩側でございます。本件

の中では、消防業務につきまして、直轄方式の再確認をしております。

それから前回 12 月 11 日の法定協以来の動きでございますが、12 月 12 日、正副幹事長会議を行いました。この日は東部法定協側から、12 月 6 日に開催されました、3 町長会議の協議概要を文書でもって報告のため、来庁されたものでございます。この時の東部側の見解といたしましては、1 点目が、12 月 10 日に、消防、衛生、介護も三択方式で提案した。2 点目が、なお、三択方式の提案であるが、12 月 6 日の 3 町長協議では、住民の意向等を踏まえ、全て一部事務組合の継続方式となった。

この 12 月 12 日と申しますのが、私どもが承知しました、東部地区が 2 月 28 日以来 10 ヶ月間にわたり主張された、一部事務組合の全て直轄方式を、全て一組の継続に一転させた意思表示の日であると考えております。

それから東部側の考えとしまして 3 点目は、12 月 17 日の首長会では結論を出したいということでもございました。

12 月 12 日の川薩側といたしましては、1 点目が、消防、衛生、介護も新市直轄方式。それから 2 点目が、土地・建物等は無償譲渡し、基金と起債未償還額は相殺する。3 点目は、浄化槽の点検委託料に差額があることから、それについて問題提起をし、東部 3 町内で調整すべきであるという意見を申し上げました。

なお、この処理業者間の競合問題につきましては、10 月 20 日にも川薩側から東部地区に問題提起をしております。

それから 5 点目が、新市と新町が双方直轄でスタートして、それから新たな一組再編の協議を、新市と新町ではじめてはどうかということを提案いたしました。これが 12 月 12 日でございます。

それから 12 月 17 日が 1 市 7 町会議、東部地区 3 町長さんもお出でいただきまして、開催いたしました。

まず、東部 3 町長さんの方としましては、1 点目が、12 月 10 日に、消防、衛生、介護も一組継続、委託受託、新町直轄の三択方式で提案した。2 点目が、12 月 6 日の 3 町長協議では、住民の意向等を踏まえて一組継続となったということで、12 月 12 日の東部幹事長の意見と全く同じでございます。

この日、川薩側 1 市 4 町の首長会といたしましては、1 点目が、消防、衛生、介護も新市直轄方式。2 点目が、2 月 28 日からの東部地区の方針でございます、土地・建物等は無償譲渡し、基金と起債未償還額は相殺する。3 点目は、浄化槽の点検委託料の差額について再度問題提起し、東部 3 町として調整すべきであることを再度の意見が出されました。併せまして 4 点目が、衛生事業は直轄で行い、介護は一組継続とし、このセット案を提案いたしました。この介護事業につきましては、一組継続に前向きな考え方から、大幅に譲歩した考え方でございます。5 点目が、特に衛生事業につきましては、新市と新町が双方直轄でスタートしてから、それから新たな一組再編の協議を、新市と新町ではじめてはど

うかという提案をいたしました。

そして12月17日、1市7町の町長の双方のまとめといたしましては、消防業務につきましても、直轄方式で合意済み、決定済みのことを双方再確認しております。それから衛生と介護につきましても、1点目が、東部3町としましては、12月22日に意見集約を報告するという。2点目は、川薩側といたしましては、12月24日、本日でございますが、合併協定項目の最終の協議会なので、12月22日には必ず結論を出すよう、強く要請いたしました。

それから12月22日、一昨日になりますけれども、1市5町長会議でございまして、東部法定協会長の宮之城町長さんと法定協の幹事長、事務局長が来庁されました。

まず1つ目に、東部3町側といたしましては、12月21日、日曜日でございますけれども、3町の町長・議長等会議では、住民の意向と施設の有効活用の観点から、やはり衛生も介護も一組継続でお願いしたいということでございました。

川薩側1市4町首長会といたしましては、1点目は、衛生は直轄、介護は一組継続のセット案を再度提案しております。それから2点目も再提案になりますけれども、衛生について、新市と新町が双方直轄でスタートしてから、それから新たな一組再編の協議を新市と新町ではじめてはどうかということの再提案でございます。3点目が、浄化槽の点検委託料の差額について、再度問題提起し、東部3町として調整すべきであるということの意見も出されました。なお、本件につきましては、昨日までも明確な見解は示されておりません。

そして12月22日の協議結果といたしましては、東部側といたしましては、川薩側のセット案の了承・承認はございませんでした。また、東部側としては、本日はただ一組の継続をお願いするのみということで、打開策というような代案の提案もございませんでした。

しかし、12月24日が川薩地区法定協の最終協議であることから、東部3町長の緊急会議を開催して、12月23日に結果を報告するというところでございました。

説明の最後になりますけれども、書かれておりませんが、12月23日、昨日でございます。東部地区法定協の事務局長から、私のところの川内市の事務室に電話連絡がございました。東部側といたしましては、本日、すなわち12月23日でございますが、3町の町長、助役、法定協の事務局員の会議をしたということでございました。1点目が、衛生も介護も一組継続でお願いしたい。2点目が、12月24日の川薩地区法定協では、この方向での協議をお願いしたいということでございました。

昨日も、川薩側が提案いたしました、衛生直轄、介護一組継続のセット案についての合意はございませんでした。併せまして、それに代わるべき打開策となる折衷案の提示もございませんでした。

私といたしましては、川薩の事務局といたしましては、1点目が、12月22日、一昨日でございますけれども、川薩地区1市4町長の協議結果等を踏まえまして、本日の法定協

におきましては、川薩地区の協議方針として、衛生も介護も直轄方式で提案するという
ことを伝えました。2点目は、東部地区からも打開策となるような代案の提案をするように、
強く要請いたしました。3点目が、川薩地区といたしましては、本件につきましては 15
年度の事業計画ですでに承認済みでございますが、1月8日が、幹事会におきまして合併
協定書案の協議予定、1月15日が、法定協におきまして合併協定書案の提案、1月19日
から2月7日まで住民説明会、2月19日が、合併協定書案の承認をいただきまして、同
日、合併調印式の予定でございますので、これらの極めて重要なスケジュールに対しまし
て、東部地区のこれまでと今後の意思決定の遅れが絶対に支障を与えないように、東部地
区の協議を大至急進めていただくよう、強く要請いたしました。

長くなりましたけど、議案を理解していただく意味で、2月28日からの経過を説明い
たしました。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

議案第65号、一部事務組合の取扱い(その2)について、事務局並びに事務局長の方
から、経過を含めてご説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

今村松男委員

祁答院町の今村です。

実は、大変、皆さんにご迷惑をかけておりますが、このことにつきまして、本町の議会
も22日、そしてまたは本日も午前中、合併特別委員会を開催をさせていただきました。

その中で、これまでどおりの運営をしていただきたいという意見もあったことも事実で
ありますし、また、東部衛生処理組合の議会でございます北村管理者に、早急に議会を開
催して欲しいという申し入れをしているということも、実は出されたところでございま
すが、ただいま調整方針案のご説明がございましたが、できましたら、この新市の直轄事業
について、その後の新市、新町が発足と同時に、長い期間を置かずに、新しい一部事務組
合を設立をして欲しいと、こういう文言等も、もし入れられるものであれば、祁答院町
の要望として出して欲しいということでございましたので、よろしく願いいたします。

森卓朗会長

今村祁答院町長さんの方から、取りあえず直轄で、新市の直轄でいくけれども、新町も
新市もスタートした時点において、もう1回、一部事務組合を構成することで、速やかに
検討していただくように、この調整案の中に盛り込んで欲しいというご意見であります。

岩切秀雄委員

川内市の岩切です。幹事長として発言をさせていただきます。

今のご指摘にありましたことについては、私どもも新市、新町が誕生後、一部事務組合の設立について協議をしましょうという提案をいたしたところでございます。これは先ほど局長が説明いたしましたが、そういう提案をいたしましたけど、それも駄目だということで、受け入れていただけませんでした。そういう経過があるということをご理解をいただきたいと思います。

なおまた、東部法定協議会が、1月21日開かれるということでございますので、その中で向こうの提案がどうなるかも見極めたいというふうに思っております。以上です。

森園正堂委員

東郷町の森園です。

一部事務組合につきましては、今年の2月28日ですか、祁答院地区の5町による衛生処理組合の管理者である、北村宮之城町長から方針が打ち出されておまして、今日まで極めて重大な行政課題となってきております。

前回のこの法定協議会の中で、入来町の上野委員から、新市直轄方式については、川薩地区法定協としての方針は変わらないのかというようなご質問があったと思っております。その際、森会長からは、毅然たる態度で臨むというようなご回答をいただいたような記憶がしているところでございますが、そこで本日、確認と申しましょうか、少ししてみたいと思うんですが、前回の法定協以来、12月12日には、東部地区からの全てを一組継続という急展開が出されているわけでございますけれども、薩摩東部地区の法定協が要請する、この一部継続について、川薩法定協議会としてはどのように対処されていくのか。あるいは川薩地区法定協の全体の意思決定として、新市直轄方式は今後も変わらないのか、お尋ねをしてみたいと思います。

森卓朗会長

東郷町長の方からご質問がありましたが、取りあえず事務局長の方からお願いします。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

森園委員のご質問にお答えいたしますが、1点目が、東部地区から要請のある一組継続についての対応ということでございますけれども、事務局ベースで議論してまいりました。現在までの東部地区の意思決定のあり方、そして我が川薩法定協としての協議経過、今後の日程案を勘案いたしますと、最終的なこの協議会の意思決定は当然この場、法定協の判断でございますが、事務局レベルの考え方を申し上げますと、東部地区の要請される一組継続への切り替え協議につきましては、受け入れられる経過と現況ではないというふうに判断しております。

まず理由と言いますか根拠を申し上げますが、先ほども経過の中で申し上げましたが、東部地区の方にお考えいただく責任論点としましては、3点考えておりまして、1点目があまりにも意思決定が遅いという評価をしております。12月12日に公式に一組継続への急転があったわけですが、当然、川薩法定協としましては、本日、12月24日しか協議の場はないという時期のことでございます。

それから、これまでの経過といたしまして、7月の両事務局長会議では、9月に同時提案しようという約束合意。それから10月1日の首長会議におきましては、10月中旬までに取扱い方針を確認しましょう。これは先ほどの報告のとおりでございます。それから、10月20日に幹事長・局長・次長協議で、宮之城で行った時は、11月中には取扱い方針を示したいということで、ずるずると遅れた経過が今日に至っているわけでございます。

それから2点目が、10ヶ月間の直轄方針という重大性でございまして、何回も出てまいりますけど、2月28日から12月12日までの10ヶ月間にわたり、3町直轄であったということの重大性というのを、やはり考えていただかなければならないと思っております。

3点目が、全ての一組方針を変えたということございまして、報告しておりますけど、すでに消防業務のことでございますけれども、10月1日に双方合意して、川薩法定協が11月に直轄で承認決定した消防業務までも含めて、全て直轄から全て一組継続に一転させた意思決定のあり方が非常に重大な問題であるというふうに考えております。

それから、川薩側の対応といたしまして、事務局レベルの判断でございまして、2点ございまして、1点目が、日程の点からでございます。いわゆる川薩方式と考えております、議案提案から2ヶ月以内の持ち帰り方式のシステムに考えますと、時間的に、日程的に、そのシステムの適用は不可能でございます。2点目が、川薩地区の首長会、法定協議での意思決定の点からでございますけれども、本日までの首長会、法定協の議論の経過を考えますと、意思決定の実際からしまして、現在の意思決定は覆せないのではないかというふうに考えております。

したがって、冒頭申し上げましたように、要請のあります、一組継続の切り替え協議につきましては、受け入れられる経過と現況にないというふうに判断しております。以上でございます。

それから、もう1点、直轄方針に変更はないかというような趣旨だったと思いますが、関連いたしますけれども、さらに今後もこのような状態で、仮に東部地区の意思決定の遅れがあったとしますと、先ほども申し上げましたように、1月8日の幹事会におきます合併協定書案の協議、住民説明会、調印式など、川薩地区の日程に重大な支障が懸念されております。

事務局レベルで考えておりますのは、東部地区におかれましては、合併時期のずれ、遅れから、協議期間に、川薩法定協と違ひまして、あと3ヶ月の余裕がありますので、川薩地区の協議方針について、年末年始、大至急検討していただき、合意していただき、本日

の協議方針から取扱い調整方針の決定にさせていただきたいというふうに考えております。

したがって、この現在、前回、上野委員からもご質問がございましたが、川薩としましては、直轄の方針を変える状況にはないということでございます。

なお、事務局長レベルでございますけど、双方の協議は続けておりますが、東部地区といたしましても、昨日も事務局長の方から、「川薩地区の今後の日程は十分理解している。それから併せまして、従前から川薩地区の日程には迷惑をかけることはない。」ということを公言されておりますので、期待もしつつ、以上のように考えております。

2点だったと思いますので、森園委員の質問に対します答えといたします。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

私が毅然たる態度でということで申し上げましたのは、調整方針案として、これまでずっと2月から12月12日、私が正式に受けたのは12月17日ですから、この10ヶ月間、最初、東部衛生処理組合としては、東部衛生が直轄でやると、いやそれでは困るので、2町の問題については、ひとつ一部事務組合なり、いろんな委託方式なりで、何とか考えてくれませんか、こういうお願いをしてきたわけですが、それに対して頑に我々3町は直轄でやるということを言われてきました。

そして事務局の方には12月12日ということですが、私のところは12月17日、北村管理者が見えて、正式に12月17日の日に、今までの直轄方式はやめて、それで一部事務組合でやらせて欲しいと、そういうことでお願いしたいということによって来られている。

私どもは何かそれを最初からお願いしたいと言ってきたんだけど、その意見がかわらず、それではやむを得ないので、我々としても2町を含めて、新しい新市の中で直轄方式でやらざるを得ないということで、皆様方にも議題として出しまして、お持ち帰り審議を各町でもやっていただいて、そして結果として直轄方式でやるということまで来ておりますのに、またそれを180度変えて、また考えが変わったので、こうしてくれということによってこられましても、私としては12月17日、一步譲って12日に来られても、この法定協議会は、議案を提案したらその日に決定するのではなくて、必ずその議案はお持ち帰りいただいて、次の法定協か、その次の次の法定協までに各市町村で協議をいただいて、結果をそれぞれの市町村持ち寄って、ここで決定していく方針ですから、もう今そう言われても、12月24日の本日までには、もう対応ができませんということで、申し上げてきたわけでありませう。

したがって、この問題については、もう私としては方針はおそらく変えられないと。また、皆様方にもそういう方向で、最終的な決定機関はここですから、皆様方のご意見を最終的にお諮り、今日、しているわけでございますけれども、管理者として変える考えは毛

頭ないと、こういうことを言ってきているわけでありませう。

ただし、事務局の方からも説明がありましたとおり、新町、新市が発足して、そしてもしやはり一部事務組合みたいな方式でやっていきたいというお考えがあれば、それは早速、先ほど祁答院の町長からご意見がありましたとおり、新市、新町になってから、あらためて早い機会に協議していきましよう、ということまで言って、今、お持ち帰りを、宮之城の管理者のほうにお願いしているわけでありませう。

そのお持ち帰りの方針も、今のところ駄目だと、やはり一部事務組合継続でお願いしたい、ということをおられますので、話は平行線だと、こういうことでありませうので、私としては、皆様方にお諮りして、現時点ではこれをクリクリ変えるわけにはいかないと、そういうことであるところでありませうので、ご理解いただきたいと存じませう。

さっきから上野委員が手を挙げておられます。どうぞ。

上野一誠委員

入来の上野です。

今後のやはり合併運営に大きな支障になる可能性を秘めておりますから、あえて念のためにご確認をさせていただきたいというふうに思ひませう。

今、経過につきましては、事務局あるいは調整班、会長の方から、大変なご苦労と、いろんなそういう思いをお話しをされたというふうに思ひませう。そしてまた、我々もそのことはご報告は縷々承ってきたわけですが、基本的には北村町長の発言が一つのこういう結果になっていることは否めないというふうに思ひませう。

我々入来、あるいは祁答院町もそうだと思うんですが、なぜ3町でしなければいけないのかと。今までどおりでいいではないかと。そしてうちの町長も、縷々そのことをご意見を申し上げてきたと。それでもなかなかそのことを受け入れていただけなかったと。そういう経緯も今のご報告のとおりだというふうに思ひませう。

そうした中で、いろいろ住民説明会が薩摩東部でも行われ、あるいはそれぞれの議会でもこのことが、大きな話題というか協議になりまして、今は北村町長に対しても、その判断というのはやはりよくないよと、今までどおりやはり5町でやるのが一番いいのではないかと。なぜそういうことになっていくのかということが、住民説明会、あるいは議会でも指摘をされてきたことだというふうに思ひませう。

ですから北村町長としては、2町、言わばこれが出ていかないと、住民感情が許さないと、そうしてもらわないと困るんだということをずっと言ってこられたわけですが、言わばこのことは、住民説明会をしてみると、そうではなかったんだということにもつながると思うんです。

ですからいろいろ合併の、こういういろいろガタガタする中で、1つのこのことが、1つの話題と言ひませうか、そういう話の中に使われてきたということも、これは事実だらう

というふうに思うことなんです。

したがって、このあと、この法定協で判断をしていかなければいけません。北村町長も今までの行為については、反省をしながら、また、お詫びも入れられながら、何とかこのことについてご理解をさせていただけないかという、1つのご要望もされてきたというふうに認識をしております。

それで、森会長の方に、あるいは事務局でもいいと思うんですが、このことを、今後、どういうふうに取り扱うか、あるいは確認するかというのは、今後の問題でありますので、2、3、確認したいのは、この法定協で、この原案のとおり決定を見た場合に、今度は処理組合の脱会、あるいは解散については、その議会の議決が必要になるかというふうに思っております。それで行きますと、今、合意のないままに、このことが提案であります。そうした時に、このことが議会議決が、今後、スムーズに行けば問題はないと思うんですが、このへんの解釈をどうしておけばいいのかということが、まず1点です。

それから、いろいろ合併協議にはそれぞれの合意というのが必要だと思うんですけども、調印が終わって、議会議決が終わって、県の方に新市の手続きがされますが、こういう状態で上がるのか上がらないのかはちょっと分かりませんが、こういう状態の中で、どういうふうに、県あるいは県議会あたりは解釈をするんだろうか。

そしてもう1つは、このことは非常に薩摩3町では、強く何とかお願いしたいということであるわけですが、非常に住民の皆さん方もこれにはいろいろ不満もあるという中で、このことが後々、いろいろこういう意味では問題になってこないかどうか。そのことを非常に懸念するわけです。

入来の議会も、これまで十分、首長あるいは幹事会、事務局等で十分審議をされて、そして協議をされた結果であるので、これは提案どおりいこうではないのということで、一応、議会は了解していることでありますけれども、後々のことについて、いろいろ心配をしていく、そういうことも思っておりますので、一応、このことは、今、スケジュールの問題、あるいはこれまでのそういう対応の問題等々を、1つの変えられない理由としておっしゃってこれらなんですが、そのへんから見て、やはり後々に残る問題が山積するようであれば、やはりさらに慎重の判断が必要でないかどうかということ、一応、確認しておきたいと思えます。

今村松男委員

関連して、質問していいでしょうか。祁答院の今村です。

このことにつきまして、私どもは、鹿児島県の方に、県知事、副知事、総務部長、そして今日日本日いらっしゃる合併対策室の方にも、何とかこういう問題が生じているので、何とか指導していただきたい、こういう要望もしてきたわけですが、県当局として、どのような指導をされたのか、その分も含めてお聞かせいただければと思っております。以上で

す。

田中良二事務局長

上野委員のご質問にお答えいたします。

まず、本日の議案と今後の進め方の関わりでございますが、調整班長、私の方も説明いたしましたけれども、本日は協議方針の提案ということでございまして、従前の三択から1つの方に絞ったという絞り込みはございますが、今後、説明でいたしましたように、相手のある話でございまして、このような協議方針で臨んで、東部側と調整合意いただいてから、取扱い調整方針の決定というふうに持っていきたいと考えております。

今後も引き続き、この精力的な協議は続けなければならないということでございます。まだ、双方合意しておりません。議案の性質はそういうことと、今後も取扱い方針の決定を目指してやっていこうということでございます。

それから、一部事務組合につきましては、今ほどもございましたように、組織の改廃、あるいは財産処分につきましては、各市町村議会の件の決裁権でございます。端的に申し上げまして、法定協にもその議決権というのはございませぬし、組合議会にもその決裁権自体はないと、了承という議会としての行為というふうに判断しております。

それで、当然、合併協定項目自体のこの承認をいただければ、一組の取扱いが合意しなければ、協定書自体の判断にも影響がございまして、併せまして、この合併議決と一組の議案の関わりでございますが、やり方的には、合併に関わります市町村議決から合併施行の間までに、すなわち本地区で申し上げますと、来年の4月1日から、最大限10月11日までに、各市町村議会におきまして、一部事務組合に係ります組織の改廃と財産処分の議決、可決が求められます。そういう手続きというのが1点です。

それから併せまして、合併議案が市町村議会で可決されましたら、県議会の方に上程されますけれども、その県の審査の過程におきましても、合併構成市町村が関係します一部事務組合の議案の可決状況というのは問われると、こういうふうの流れはなっております。

事務局レベルでは以上でございます。

森卓朗会長

今、事務局長が申しましたとおりでございますが、調整方針としては、今日、ここにお諮りしておりますとおりでいかざるを得ないと。これをクリクリ私を変えていくと言うと、もうあとの問題まで全部、変更変更という調整方針の、これから調整するというものもたくさんございますので、これを管理者が1人の判断で変更するとか、そういうことはちょっと慎まなければいけないと思っております。

協議をする、これから、一応、直轄方式で協議をしていきますよと、それでよろしゅうございますかということ、今、取扱い方針をお願いしておりますので、それでいいとい

う皆様方の意見があれば、そのとおりやっていきますと。それはいかんと言われれば、また調整方針案については、再度それはまた持ち帰りをするか。そうすることによって、時間的ないろんな調整のあれができるのかどうか。そこらあたりも心配をいたしておりますので、現在のところ、調整方針案の出しておりますとおりでやっていって、そして新しい市がスタートした時に協議を、また新たに協議をしましょうという代案を出しながら進めていきたいということを申しているわけでありますので、ご理解いただきたいと。

県のご見解をとということで、県の方はどのように指導してきたかと。県知事とのいろんな関係や、合併対策室に指導を求めてきたということですが、西中須室長さん、ひとつお願いします。

西中須浩一顧問

顧問の西中須でございます。

今、祁答院町長さんの方からお話がありましたように、この一部事務組合の取扱いについては、10ヶ月ほど前から祁答院町、それから川薩の法定協、要するに一部事務組合を継続してという形での薩摩東部の方の調整というのをご依頼を受けております。

そういう形で、私どもとして、薩摩東部の方に、やっぱりその施設の有効的な活用、それから合併に伴って住民の生活に影響を及ぼさないという観点から、是非、考え方を柔軟な対応をという形で、数ヶ月間、要請をしまいいってきております。

ただ、今おっしゃるとおり、その軌道修正に時間がかかりかかったということで、今、こういう事態になっているのかなというふうに思っております。

ただ、私どもとしましては、合併でやはり住民サービスにどう影響があるかという観点も、両方の合併協議会で十分調整をしていただきたいということで、今現在、両方の事務局にお願いをしているというのが現状でございます。

森卓朗会長

ちょっと、今、お話を聞きましたら、直轄方式でやりたいということ、今年の2月の末から言ってこられて、それでは困るから何とかということで、お願いを私どもの方でしてきたはず。それを県の方は、いやその継続で、数ヶ月前からそのような調整をしてきていたんだということは、それは初耳なんです、勘違いではないですか、そこは。

西中須浩一顧問

そこは要請を受けまして、薩摩東部の方に、やはり住民の利便性、それから施設の有効的な活用ということで、お話はしております。そうやってきた結果、やはりさっきお話がありますように、直営方式で行くんだというのが非常に固かったということで、やはり数ヶ月間かかってきたということでございます。

森卓朗会長

向こうのほうの考え方が直営方式で行くという考え方が強かったということですね。

岩切秀雄委員

もう1つ、室長にお聞きしますが、私どもが県にお願いに行ったのは、東部衛生処理組合の管理者から、財産については無償で、起債については一括返還ということについて、こういうことが法的にできるんですかと、それについて県の判断をくださいということで、県の総務部長さんをお願いに行って、その時、同席されたわけです。

そういうことの依頼であって、一部事務組合方式を取れとか、直轄方式を取れとかという、その方式については何もおうかがいしておりませんので、誤解のないように回答していただきたいと思います。

西中須浩一顧問

そこは、要するに祁答院町長さんからは、一番最初の段階で、一組の継続というのは、ご依頼があったかと思います。それから薩摩東部は、今、おっしゃったとおり。

ただ、私どもとしては、そのあるべき姿という、その時点での考え方としては、薩摩東部の方に、そこを今後の運用、それから住民のことという形での考え方を、もうちょっと詰めていただきたいということで、お願いをしてきたというのが事実でございます。

福元忠一委員

入来町の福元でございます。

まず、今、事務局から提案されております方針をよしとするものでございますが、先ほど来、いろんな表現でもって経過の説明がありますが、今、1つ私の口からも説明をさせてもらいたいと思います。

そもそもは東部衛生処理組合の、2月28日にありました、新年度の予算を審議する会の中で、突如として、これは表現は露骨かも知れませんが、入来と祁答院は出ていけ、財産は置いていけ、借金は戻していけ、それが残った3町の住民感情だという表現でもって私どもに迫られたのが、このことのはじまりでございます。

そして、県の指導はあったとおっしゃいますが、たまたま手元に持っております書類でもって、皆さんに聞いて欲しい。これは15年9月9日の東部衛生処理組合の公文書でございます。

市町村合併に伴う薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについての基本方針とあります。これは文書は薩摩郡東部衛生処理組合でございます。

薩摩郡東部衛生処理組合は、今まで住民に直接に密着した、一般廃棄物の処理や火葬等

を、5町での枠組みの中で共同して処理してきました。しかしながら、祁答院町、入来町が、川薩地区法定協議会に加入されたことから、当組合の取扱いについても下記のとおり協議するものである。

基本方針について、一部事務組合については解散し、その業務をそれぞれの新しい地方公共団体で行う方向で協議する。

理由としまして、本来、一部事務組合のこの業務は、市町村が行うべき事務事業である合併の趣旨に基づき、地域の課題を総合的に解決する観点から、一部事務組合を解散し、意思決定、事業実施などを単一の地方公共団体が行ったほうが効果的であり、住民サービスにつながる。

2つ目、組合の解散までの手続きについて、入来町、祁答院町については、新市合併期日である、平成16年10月12日の前日をもって、薩摩郡東部衛生処理組合を脱退する。入来町、祁答院町が組合脱退後、3町、つまり宮之城町、薩摩町、鶴田町の構成で、薩摩東部地区の新町合併まで、引き続き組合運営を行う。

3つ目、薩摩東部地区の新町合併期日である平成17年1月11日の前日をもって解散する。

3番目、組合財産の処分について、入来町、祁答院町は、組合脱退をもってそれぞれの起債残高を一括して組合に償還するとあります。

また、この中の2つ目ですが、組合財産については、組合が引き続き承継する。財産はぶったくるという表現でございます。

4番目、組合職員の身分取扱いについては、組合の解散と同時に職員の意向により不利益が生じないように今後協議するとあります。

以下、職員の数等々がございますが、こういった基本方針を、県のご指導がいつの日になされたかのことは、私どもが知るよしではございませんが、このあとも書類でもって、あるいは口頭でもって、あるいは各種会合等々でもって、先ほど会長から説明がありますように、つい12月の前半までは、その基本方針が何ら変わらなかったんです。

私自身に向けましては、12月7日、新聞の記事をご覧になったあとでございますが、北村管理者が突如として、急転直下、方針が変わったことを説明をなさったところでございます。

森卓朗会長

何か西中須室長さん、ございますか。

西中須浩一顧問

今までの経緯につきましては、先ほどから縷々お話がありますように、この10ヶ月間というもの、薩摩東部の方がそういう対応をされたというのは、我々も承知しております。

その間、要するに先ほどから申し上げますように、やはり住民サービスの観点、そういうもので考えていただきたいということで、ある日突然、住民の説明会を経て、意見が変わったんだろうというふうに思っております。

だから祁答院町長さん、それから入来町長さんが努力をされた段階で、非常に不愉快な思いをされたというのを私どもも聞いております。

そういう観点で、それらを踏まえまして、今後どうしていくかという調整案を、今後、決めていただくということだろうというふうに理解をしております。

上野一誠委員

うちの町長が力を入れて言いましたので、私もこういう意見を言って複雑なんですけど、ただやっぱり、いろいろ会長が言われるように、新市の計画の問題から、もうそれぞれに計画が縷々進んでいると、そうしないと間に合わないということも事実だというふうに思っております。

そしていろいろ、私、議会はこの提案を理解している立場で、あえてこういうふうに確認をするということは、やはり今後の問題が、やはり懸念をされることが予想される。そういう思いがあるもんですから、確認をしているんです。

この地方公共団体の運用の問題も、こうやって法的にいろいろ示されておりますよね。一方的にそれは、脱会、そういうものはできないんだということも、その法の中に運用がしっかり示されている問題だと思うんです。

ですから、森会長も、いや1つのこの協議会の方針として打ち出していくんだと。それをもってまた、薩摩東部とは取扱いを、今後、協議をしていくということのお気持ちは、よく理解しているつもりです。

それで、今までそういう議論をしてきたけれども、なかなかこれがかみ合っていないのが、今の現状だというふうに思うんです。ですから、これをここです承するということは、それをまたあえて元に戻すということは、またこれはできないことだなというふうに認識をするのが故に、後々そういうものがあるのであれば、もう少し時間を置いて、十分な議論後にこのことを判断する思いはないかという思いで、お話をするのであって、これがいやもう今日してくれということであれば、またそれなりに判断することは、私はあえて否定はしないと思うんです。これは意見です。

森卓朗会長

もう少し時間をかけて判断する機会を設けたほうがいいのではないかと、上野委員のご意見であります。事務局、何かありませんか。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

時間的に事業計画で承認されましたスケジュールにつきましては、1月8日、合併協定書の案ということで、それをこの私のレベルで変更することはできません。予定どおり、承認されたスケジュールどおりにやって行きたいと考えております。

中身的にはエネルギーがいることは承知しておりますけれども、今ほど上野委員から出ましたように、それから森会長、議長から出ましたように、本日はこれまでの経過を踏まえました協議方針の議案でございますので、是非、ご承認いただきたいというのが1点と、それから説明の中でも求めましたけれども、東部地区におかれましても、これまでの今後も各々法定協、あるいは行政責任はあるわけございまして、1点目が、やはり川薩首長会のほうも直轄、直轄ということから譲歩いたしまして、介護は一組継続で、あるいは衛生は直轄でということと、さらに新市、新町後に新しい処理体制を作ろうではないかという提案があるわけございまして、このセット案の提案がのめない理由を公表していただきたいというのが、事務局としての考え方でございます。それがないうちに、12月17日、12月22日、12月23日、できない、できないということでは、判断のしようがないということで、我々のほうが再検討、再考する材料はないという意味で、ご理解いただきたいと思っております。

それから2点目が、やはりこの譲歩した川薩側の首長会のセット案がのめない、あるいは承認不服というのであれば、政策的な打開、あるいは将来に向けた両法定協の責任として、東部側から代替案を出すべきではないかと思っております。それも出さないままに、10ヶ月間の直轄方針を、会長のレベルになりますと、12月17日、一転して全て変えて、さあ川薩さんどうぞという、それに住民の意向をかぶせるというのは不自然、理解し難いというふうに考えております。

それから3点目が、協議スケジュールのことを言われますけれども、我が事務局のほうには、森会長の冒頭のあいさつでございましたように、昨年12月25日、川西薩ではございましたが、県内トップを切って発足いたしました。それから皆様の熱心な議論と、予算、事業計画、14年度、15年度の事業計画と予算は承認されて、いろいろございましたけど、本日まで会期を遅らせず、きております。でございますので、我がほうが急いでいるとか、東部側を急がせているということでは少しもございませぬ。予定どおりでございます。

先ほども申し上げましたように、東部地区の方に考えていただきたいのは、これまでの10ヶ月間のという重大な重さ、意思決定の責任があるわけございまして、あと3ヶ月東部地区は余裕があるわけです。事務レベルからしますと当然なんですけど、比べた場合に、このセット案に対する検討、あるいは代替案の検討として、この我が川薩地区の協議方針を軸にして協議していただいて、3ヶ月間に調整期間として、東部側の責任でしていただけないかというのが、事務局長のお願いでございます。終わります。

肥後耕作委員

祁答院の肥後です。

今までの経緯、あるいは首長調整会議の1つの方針、ここらあたりについては、町長を含め執行部からも重々聞いて、それぞれの委員会としての方向性については判断をしまいいってまいりました。

ただ、ここ2、3日、本当にこう調整方針案が直轄方式という形の中で、本日、最終の議案承認の形として直轄方式に出るという形の中で、私達のこの議会の1つの意見として、祁答院町の一番当事者になりますが、入来町さんもそうですけれども、農協を含め、それぞれの行政区域は変わっても、農協を含め、従来どおりの交流というもの等については、今後も続けていくという中で、3町の議会を含め、私どもの議会あたりにも、従来の方向もひとつ検討してもらえないかというようなことも出ているのも事実であります。

継続で今後もやっていくという事務局のお話もありますので、ここらあたりについては、ひとつ住民サイドの声もあるんだということも十分考慮して、検討していただきたいと思えます。以上です。

森卓朗会長

祁答院町の肥後委員の方からの祁答院町議会の空気を代表してのご発言だと思います。調整方針案について、だいが意見が出ております。

福元忠一委員

入来の福元です。

先ほども申しましたが、是非、事務局原案を皆さん方、ご承認をいただきたいというふうに、私自身は希望しております。

ただし、今の直轄方式になった場合は、私ども入来町、あるいは祁答院町の、特に粗大ゴミ等につきましても、搬送距離が長くなるという、1つの問題は生じる可能性があるわけですが、こういった問題につきましても、住民の中に不安がないような対応策を検討はされてきた経緯はございますが、あらためてこの場で方針をお示しいただきまして、採決に勘案していただいたほうがいいのではというふうに思っております。

岩切秀雄委員

幹事長の岩切です。

今、問題が出されました、先ほどの上野委員、肥後委員、発言がなされました。これらについては、幹事会並びに助役会で、一部事務組合をもし解いた場合に、祁答院町、入来町の住民に迷惑がかからないか、今までよりも住民サービスの低下にならないかということ論議をいたしました。

その中で、先ほど出ました浄化槽については、当然、川内市が半分、従来している料金が半分以下ですので、これは当然、祁答院町、入来町にとっては、住民サービスになるということもはっきりしました。

また、ゴミの粗大ゴミについて、今まで宮之城に持って行ったのが、川内まで持って行かなければならないと、距離が遠くなるということで、住民サービスの低下になるということにつきましても、協議をいたしまして、それぞれの所に粗大ゴミのステーションを作るということによって、全て解決できるし、従来よりもさらに住民サービスの向上につながるという結論を得ましたので、そこら付近を協議をし、それぞれの財政計画の中で、謳っていただくようお願いいたしたところでございます。以上です。

森卓朗会長

お聞きのとおりであります。

意見も相当出ました。ここでお諮りをいたします。議案第 65 号、一部事務組合の取扱い(その2)につきましては、事務局提案のとおり承認することで異議ございませんか。(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。調整方針案につきましては、事務局の提案のとおり承認をされました。

なお、ただいま出ましたご意見等につきましては、また十分、事務局としても可能な限り協議を、両組合とも協議をいたしまして、最後は住民の皆さん方の福祉向上、住民サービスにつながるということが目的でありますので、そのように努力はしてまいりたいと存じます。ありがとうございました。

では続きまして議案第 66 号、環境衛生事業(その2)について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

住民健康福祉部会でございます。資料の 31 ページをお開き下さい。

議案第 66 号、合併協定項目 23 - 9 号、環境衛生事業(その2)については、11 月 13 日開催の第 9 回法定協議会において提案し、12 月 6 日の幹事会一次協議、12 月 18 日の幹事会二次協議を経て、今回、あらためて審議提案するものでございます。

一次、二次協議において、特に関係市町村からのご意見等はございませんでしたが、調整方針案の 2 のごみ処理関係の(1)に「一般廃棄物処理計画は」とある部分を、今回、県が策定する廃棄物処理計画と区分を明確にするため「一般」の 2 文字を追加挿入しております。なお、これに合わせまして、36 ページの一元化調整総括表も追加挿入しておりますので、後ほどご確認下さい。

また、35 ページ以降の総括表、調整方針欄につきましても、前回、一組再編及び委託方

式の場合と直轄方式の両論併記としていたものを、今回、議案の調整方針案に合わせて整理しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

以上で、環境衛生事業（その２）について、説明を終わります。よろしくお祈りを申し上げます。

森卓朗会長

議案第 66 号、環境衛生事業（その２）について、ただいま事務局の方から説明いたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。ございませんか。

（「なし」の声）

ご質問もないようでございます。お諮りします。議案第 66 号、環境衛生事業（その２）について、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第 67 号、新市の名称についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料の 43 ページをお願いいたします。

資料の 43 ページが、議案第 67 号、新市の名称についてでございます。

本件につきましては、11 月 26 日に 5 点を提案をいたしまして、持ち帰っていただいております。そして、今から説明します 5 点の中から 1 点に絞り込むものでございます。

なお、この 43 ページの議案につきましては、このあと出席委員の皆様は 1 点に絞っていただきましてから、あとの議案の訂正の中で提案を行うものでございます。

開けていただきまして、44 ページが新市名称候補一覧表でございまして、五十音順に 5 点、5 つの作品を列記しております。

45 ページのところ、あらためまして新市名称の決定方法についてでございますが、本件につきましては、本年 9 月 25 日開催の第 6 回協議会の議案第 16 号としまして、承認済みの内容でございます。再確認いたします。

45 ページの下の方になりますが、まず がでございますように、第 12 回協議会（12 月 24 日）で新市名称候補 1 点を決定する方法

1 番目でございますが、第 10 回協議会（11 月 26 日）で提案された 5 点程度を持ち帰り、各市町村で協議する。

協議された結果を第 12 回協議会（12 月 24 日）、本日でございまして、報告する。この報告の形式につきましては、議長から進行があると思っておりますが、9 市町村の首長さんにお

願いたいと考えております。この段階で9市町村が同じ名称なら、承認・決定する。

次に、1市町村でも違う名称が報告されたら協議し、その後、挙手による表決で決定する。この挙手採決につきましては、出席委員ということでご承認いただいております。

挙手をする場合、複数案について1回のみ挙手を行い、過半数をとった候補名に決定する。

但し、過半数が獲得されなければ上位2候補で決戦挙手を行う。この上位2候補の決戦挙手につきましても、出席委員の挙手でございます。

括弧書きにございますように、挙手を行う場合、新市名称絞込みに限り、会長も挙手権を持つこととすることで、9月25日の承認案件でございます。

以上で、新市名称の決定方法の再確認の説明といたします。

森卓朗会長

ただいま事務局の説明が終わりました。採決をする前に、何かご質問、ご意見ございませんか。

では、ないようでございますので、まず最初に9市町村長によりまして、それぞれ各市町村の新市名所に対します名称決定について、1団体ずつご発言を願いたいと存じます。

まず樋脇町長さん。

黒瀬一郎委員

樋脇の黒瀬でございます。

新市名称候補の44ページ、樋脇町は、整理番号2番の「薩摩市」をご提案申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

東郷町長さん。

森園正堂委員

東郷町は、44ページで申しますと、4番の漢字の「薩摩川内市」を提案申し上げます。

森卓朗会長

入来町長さん。

福元忠一委員

入来町長でございます。

我が入来町は、整理番号5番にあります、「川薩市」ということにしたところでございます。

森卓朗会長

祁答院町長さん。

今村松男委員

祁答院町です。

特別委員会の命を受けまして、2番の「薩摩市」に要望が一番強かったわけですが、ただし、この中に過半数を占める名称が出てきた場合は、もういらっしゃる6名の委員に一任するというのも取りつけてきております。以上です。

森卓朗会長

2番の漢字の「薩摩市」ですね。

次は里村の村長さん、お願いします。

塩田至委員

里村ですが、4番の漢字「薩摩川内市」ということでございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

では上甑村長さん。

藏元欽一郎委員

上甑です。この44ページですか、4番の漢字の「薩摩川内市」が圧倒的多かったです。

森卓朗会長

ありがとうございました。

次、下甑村長さん。

町弘道委員

下甑村です。44ページの5番目、「川薩市」をお願いします。

森卓朗会長

次、鹿島村長さん。

尾崎嗣徳委員

いろいろ議論はありましたけれども、鹿島村は4番の「薩摩川内市」を。

森卓朗会長

そして最後に川内市助役、お願いします。

岩切委員

川内市長が会長でございますので、助役の岩切が報告させていただきます。

川内市としましては、4番の漢字の「薩摩川内市」でお願いしたいと思います。

森卓朗会長

ただいまお聞きのとおり、9団体の首長さん方からご報告がありましたが、お諮りしましたとおり、ご説明申し上げましたとおり、1団体でも名称が違う場合は、これは54名、ここにいらっしゃる委員の皆様方によって、挙手によって採決をすることになっております。1つでも違ったものがありました場合は、そのように取り扱うということで、先ほど説明を申し上げたとおりであります。

したがって、今、出ましたのが、「薩摩市」と「薩摩川内市」と「川薩市」の3つですか。3つに分かれたようでございますので、この3つについて挙手を、これから採決をしていきたいと思っております。

ちょっとここで手が上がりましたので、岩下委員。

岩下早人委員

川内市の岩下でございます。

休憩を取っていただいて、協議をいただきたいと、このように思います。

森卓朗会長

ただいま岩下委員のほうから休憩の申し出がありました。ここで休憩をしたいと存じます。暫時、休憩します。

(休憩：午後3時57分～午後4時6分)

森卓朗会長

ご着席願います。

休憩前に返りまして、会議を再開いたします。

これから新市名称の採決をしまいたしますが、先ほど事務局がご説明申し上げたとおり

でございますけれども、ご意見、それぞれの首長さん方からおうかがいしたところでは、2番の「薩摩市」、4番の「薩摩川内市」、5番の「川薩市」この3つが上がってきております。

したがって、50数名の委員の皆様方に、これから挙手をしていただくこととなります。

事務局の方からお願いがあるそうでございますので、事務局の方で、ちょっと挙手の仕方について、説明をちょっとするそうでございます。お願いします。

司会者（川野真司事務局次長）

申し訳ございません。挙手に当たりまして、委員の皆様方にお願いを申し上げたいと思います。

表決数を確認する必要があることから、挙手につきましては、10秒程度そのままにしていただければというふうに思います。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

では44ページのほうに記載してございます1番から2番、3番、4番、5番、この中で番号としましては2番「薩摩市」、4番「薩摩川内市」、5番「川薩市」この3つが上がってきておりますので、この搭載順番の若い番号から採決をまいります。

では最初に2番「薩摩市」のいい方、挙手を願います。

（挙手なし）

ありませんか。いいですか。

次に4番「薩摩川内市」のいい方、挙手を願います。

（挙手あり）

どうもありがとうございました。

次に5番「川薩市」のいい方、挙手を願います。

（挙手あり）

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

ただいまご案内のとおり、4番の「薩摩川内市」が圧倒的な挙手で賛同をしていただきました。4番「薩摩川内市」が過半数でございます。

田中良二事務局長

手続き上、事務局のほうで数を数えておりますから、計数の報告をさせていただきます。

森卓朗会長

これは失礼しました。投票結果を報告いたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、表決の結果を申し上げます。

まず「薩摩市」でございますが、0名、それから「薩摩川内市」でございますが、48名、それから「川薩市」でございますが、6名ということでございます。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうで、採決の結果を数字でお示しいたしました。2番の「薩摩市」0票、4番の「薩摩川内市」48票、5番の「川薩市」6票ということでございまして、「薩摩川内市」ということで、新市名称を決定をさせていただきます。

田中良二事務局長

ただいま表決の集約でございましたが、43ページをお願いいたします。

ただいまの中身を覆すものではございませんけれども、お諮りをお願いいたします。

あらためて議案第67号、新市の名称につきまして、今ほどの決定を受けまして、合併協定項目3号「新市の名称」について、次のとおり提案する。平成15年12月24日提出。川薩地区法定合併協議会会長、森卓朗会長名でございます。

調整方針の案にございますように、新市の名称につきましては、今ほど過半数を取りました、新市の名称は、薩摩川内市とする。

表記につきましては、ご案内のとおり、資料の44ページの整理番号の4で、全て漢字でございます。

以上を議案として、あらためて上程いたします。

森卓朗会長

手続き上、お諮りをいたします。議案第67号、新市の名称につきましては、ただいま採決の結果、新市の名称は、薩摩川内市とするということで、提案をいたしました。それでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。薩摩川内市と決定をいたしました。

5枚準備をしておりましたが、薩摩川内市ということで。

（会長が「薩摩川内市」の文字を掲げる）

森卓朗会長

議事を進行いたします。次は報告事項に入ります。

住民説明会資料についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

調整班でございます。資料のほうは、資料4をお開き下さい。

本資料につきましては、これまで合併協議会で協議、承認されてきました協議内容について、来月1月からの住民説明会用の共通資料として作成するものでございます。

内容につきましては、本日の協議分も含めて調整することになりますので、お手元に、今、お渡ししてあるものにつきましては、まだ未定稿の取扱いをお願いをいたします。

本資料につきましては、簡単に説明申し上げます。まず表紙の裏をお開き下さい。

全体としましては、表紙を含めまして94ページ程度になっております。

はじめに、これまでの協議会での協議経過を掲載してございまして、第1編としまして、合併協定項目の解説、第2編、新市まちづくり計画の概要、第3編、新市地域情報化計画の概要を掲載し、最終ページの方に、計画されております各市町村での住民説明会日程を掲載してございます。

4ページをお開き下さい。

ここにございますように、ここは合併協定項目の解説第1編でございますが、各編では、見やすいように各編の目次も入れてございます。

16ページをお開き下さい。

協定項目の解説編では、16ページの下の方ですが、19国民健康保険事業の取扱いを見ていただきますと分かりますように、四角で囲んだ文章が承認された議案で、そのあとに、17ページになりますけれども、保険税の現況や新市でどうなるかの解説を入れてございます。

次に39ページをお開き下さい。

ここからは参考資料としまして、新市の組織案、前にご提案、ご承認いただいているものですが、と新市の消防団の組織案を掲載してございます。

次に43ページでございます。

ここからは第2編、新市まちづくり計画の概要を掲載してございます。

44ページの下の方に、すいません、ここはページが通しのページを入れる予定です。今、概要編だけのページ数が入っておりますが、通しのページ数を入れていきたいというふうに考えております。

また、71ページをお開き下さい。

ここからが第3編、新市地域情報化計画の概要になります。71ページの方は、ここに目次を掲載してございます。

そして最終ページ、92ページでございます。

今回の資料では、裏に1枚、白の表紙を入れてございますので、あれですが、一番最後のページがこの92ページの形になります。

住民説明会の日程予定を入れてございます。

また、表紙の方にちょっとお返り下さい。

資料の表紙の真ん中のところに、「川薩地区」というふうに書いてございますけれども、これは先ほど決定いただきました「薩摩川内市」を入れて印刷をすることとしております。

本資料につきましては、本日の協議内容の結果を整理し、年末年始で印刷を行いまして、1月10日前後から、関係市町村の各世帯へ、住民説明会の前までに配布する予定にしております。

そして、表紙の一番上の方に書いてございますとおり、住民説明会への参加者につきましては、説明会当日、本資料をご持参していただくというふうにしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、住民説明会資料の説明を終わります。よろしく願いします。

森卓朗会長

ただいま住民説明会資料につきまして、ご説明いたしました。何かご意見、ご質問ございませんか。

膨大な資料でございますが、お目通しをいただきまして、来春早々、住民説明会をそれぞれ62会場で開催することになりますので、手持ちの資料としてお持ちいただきまして、ひとつご説明その他、住民の皆さん方のご意見に対しましても、委員の皆様方も積極的にご参加をいただき、そして分かりやすくご説明していただきますように、お願いをいたします。

2番目、事務の進捗状況について、関連がございますので、9専門部会の進捗状況について、一括して事務局の方から説明をいたさせます。

森園一春総務広報班長

資料の47ページをお開き下さい。ここから各班の方で説明をさせていただきます。

事務の進捗状況についてでございます。

まず協議会だよりでございます。1月13日、第6号発送予定でございます。中身につきましては、第10回・第11回の協議会でございます。そして本日決まりました新市名称、漢字の「薩摩川内市」を入れまして、住民の皆さん方へ周知をしたいと思います。併せまして1月10日までに、先ほど説明がございました、住民説明会資料の特別号を発送予定でございます。

ホームページにつきましては、現在、14,665件ございました。

議事録作成、新市名称につきましては、お目通しを願いたいと思います。

古川英利計画班長

計画班でございます。

新市まちづくり計画につきましては、先ほど計画決定の承認をいただきましたので、今後、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の第5条第4項に基づきまして、協議会の会長から総務大臣及び県知事宛に計画書を送付したいと思っております。

さらに総務大臣からは、直ちに国の関係行政機関の長に計画書を送付される運びとなっております。

また、計画策定に対しまして、大きな役割を担っていただきました、まちづくりフォーラム委員の皆様に対しまして、1月13日に、計画決定された計画書の内容の説明会を行いたいと考えているところでございます。

奥平幸己調整班長

続きまして調整班でございます。

12月1日から12月15日までの専門部会の述べ回数4回、分科会述べ43回、このほかに調整会議等も開催がございますが、これまで7月10日からの述べの回数を申しますと、合計で約570回程度の会議を重ねてきております。

今後の作業につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

次に48ページをお開き下さい。

各専門部会の共通作業としましては、事務事業の細部調整と、例規の一元化作業等に取り組んでおります。

代表的なものを申しますと、総務部会におきましては、消防団長会議等を開催し、消防団の組織の基本的事項についての最終確認を行っております。また、職員の定数や事務分掌等についての調整を進めております。

企画財政部会におきましては、地区コミュニティ協議会制度の確立へ向けての協議検討を進めております。

住民健康福祉部会関係では、社会福祉協議会の協議が進められております。

また、電算情報部会では、システム統合や新市のネットワークについての詳細の調整検討が行われております。

以上で進捗状況等について、報告を終わります。

森卓朗会長

ただいま説明をいたしましたが、この項につきまして、何かご意見ございませんか。

特別にないようでございます。ご了承いただきたいと存じます。

次は4番目の一部事務組合についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

一部事務組合の資料の開始といたしましては、49 ページからでございますが、52 ページをお開き下さい。

52 ページが最近の動きでございますけれども、先ほどの議案の中で、薩摩東部地区関係につきましては、一括説明いたしましたので、省略いたします。

本件につきまして、52 ページの一番上にございますけれども、串木野樋脇清掃組合関係について、ご報告いたします。

まず 52 ページの一番上、12 月 8 日、両助役会議におきまして、確認事項といたしましては、今後も継続して協議するとなっておりますけれども、一部事務組合の事務局から、樋脇町分の処理委託料に、検討材料としまして、最終処分場経費と、その処分場の維持管理費を按分加算する試算表が示されましたけれども、樋脇町のお考えといたしましては、この加算料については認めないということの報告を受けております。

なお、この一部事務組合事務局の串木野樋脇清掃組合の事務局の計画では、最終処分場を平成 18 年度までに整備する必要があるとのことですが、樋脇町におかれましては、合併によって市町村そのものの枠組みと、一部事務組合の構成が、全く違ったものになることなどから、この最終処分場整備には関与しないという方針でございました。

12 月 18 日の我が川薩地区法定協幹事会、あるいは同日の助役会におきましても、この最終処分場の計画には一切関与しないという報告がなされ、その方針は了承されております。

12 月 10 日の 1 市 4 町長会議、川薩の首長会議でございますが、確認事項といたしましては、委託方式か直轄方式かの継続協議でございました。内容といたしましては、1 点目は、委託方式を基本に協議するが、委託料金の金額によっては、直轄方式もあり得るという集約、2 点目は、今ほど申し上げましたように、最終処分場の整備に係る協議は串木野市とは行わず、設置に係る負担金にも関与しないということでございました。

12 月 16 日、両市町の助役さんの精力的な協議によりまして、委託方式についての協議がなされました。1 点目は、委託料の積算根拠についての協議でございました。2 点目は、委託契約につきましては単年度契約としたいということで、両助役さん方の合意を見ております。

そして本件につきましては、本日、委託方式で提案し、委託料の額につきましては、合併時まで調整することが承認されました。

このあと、少し口頭で説明お願いいたしますけれども、前回の法定協におきまして、財産処分が、今後、樋脇町と串木野市議会の議案となってくることを一例としてご報告いたしました。この一部事務組合の財産といたしましては、正の財産、プラスの財産と、負、マイナスの財産がございます。ご案内のとおりでございますが、一般的にこのような一部事務組合におきましては、プラスの財産といたしましては、土地・建物等の残存価格と基金、いわゆる貯金がございます。合わせましてマイナスの財産といたしましては、起債償

還残額、すなわち借金があります。

この一部事務組合と申しますのは、住民生活に1日も欠かせない重要性和併せまして、この財産の額の単位がプラスの場合でも、マイナスの場合でも、億単位であるものが多いことから、川薩地区法定協の構成市町村の持ち分算定の基本的な考え方、処分方法が大きな課題になってまいります。

それから先ほど、東部地区の関係でも、ご意見、ご要望がございましたけれども、我々法定協の事務局といたしましても、引き続き一部事務組合関係市町村並びに他の法定協議会とも精力的に協議を進めまして、15年度事業、すなわち来年3月までの事業を的確に実施していきたいと考えております。

以上で、一部事務組合の報告を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま4番の一部事務組合についての説明をいたしました、何かご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。ご了承をお願いします。

次に5番目の事務局体制についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。資料といたしましては、まず53ページをお開き下さい。

53ページが事務局体制でございまして、頭書きにございますように、現在の事務局、列記のとおりでございますが、9市町村と県庁から、18名の職員で構成されております。そして、ただいまの事務局職員が、1枚紙を配布してございますが、その紙を説明いたします。

ただいま1枚紙の事務局体制、平成16年1月1日以降、1月1日付でございますが、ご覧のとおり2名を増員いたしまして、20名体制で行こうということで、本日の首長会でこの体制を承認いただきました。

まずこの増員の理由といたしましては、電算業務に係ります、1点目がシステム統合の事業の膨大さと、2点目が本庁・支所間のネットワーク等の整備にエネルギーを要するために、増員をお願いしたものでございます。

そして網かけで がございますが、今回、事務局次長といたしまして、電算担当の次長で、川内市から津曲利郎次長、それから新人といたしましては、この紙の一番最後ですが、計画班員の福留浩二班員を計画班に樋脇町から派遣していただくことになりました。

この表にございますように、これまで次長は鹿児島派遣の川野次長がおりましたが、事

務統括という役割と、津曲次長におきましては、主として電算システムの統括を、電算部会並びに事務局の方で取り仕切っていただきたいと考えております。

それからラインといたしましては、この電算統合の仕事は、計画班の古川班長のところに次長からつながるわけで、入来町派遣の堀切良一班員におきましては、これまで調整班付でしたが、本日の辞令交付で、計画班員の仕事のお願いをしたところでございます。

この 20 名につきましては、引き続き川内市役所の 5 階で、1 月 1 日以降も執務を続けてまいります。

最後に新人を派遣していただきました、川内市と樋脇町におかれましては、非常に定数が限りがある中、また、1 月 1 日という年度途中に、非常に優秀な職員を 2 名も増員していただきまして、事務局長としても非常にありがたく思っております。頑張ります。ありがとうございました。

森卓朗会長

ただいま事務局体制について、ご説明をいたしました。何かご意見ございませんか。

特に樋脇町のほうからは、大変なご尽力、ご高配をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げたいと存じます。

その他になりますが、何か委員の皆さん方からございませんか。

今村松男委員

その他もことですが、今日、第 12 回の協議会の中で、特に新市の決定もしていただきました。実は私の祁答院町が、この法定協に入らせていただいて、委員の皆さん方に大変ご迷惑をこれまでかけてきたと。しかもこの 1 市 4 町 4 村の位置図を作った時に、何か上の方に頭にコブの出たような、ちょっと格好が悪くなったような気もいたしましたけれども、森会長さんはじめ、本日の役員 of 皆さん方のお陰で、何とか消防分遣隊等も含めて、ご理解、ご支援をいただいたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。何かここまで来たことに対しまして、心打たれる、じんとくるものもございませぬ。新年を迎えますと申年でございますが、私も年男でございます。猿は木から落ちれば猿ですけども、私は明けたら選挙を受けることになっております。選挙で落ちたら平の町民になるわけでございますので、ひとつ皆さん方にそのことをご理解をいただきまして、大変なことを申し上げましたけれども、お許しとお礼とさせていただきます。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ほかに何かご発言、ご意見ございませんか。

ないようでございますので、その他については終わりたいと存じます。

次に次回協議会の開催等についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

なお、合併協定項目（46項目）の協議状況について、あるいは合併協定項目市町村協議スケジュールについて、一括して事務局から説明をお願いします。

司会者（川野眞司事務局次長）

資料は54ページでございます。次回協議日程でございます。

年明けからの協議会につきましては、合併協定に向けてのご審議をお願いするという形になります。まず次回の協議会が1月15日、樋脇町で開催予定でございます。

協議内容は、合併協定書案の提案、それから住民説明会について、それから今日ご決定いただきました、新市名称に係る名付け親大賞、それから名付け親賞の決定、それから優秀賞の報告という形になっております。

55ページでございます。

合併協定項目（46項目）の協議状況でございますが、本日のご審議によりまして、全て確認済みとなりました。ありがとうございました。

それから57ページでございます。

1月以降のご協議いただきます日程について、今回、新たに資料追加をしております。合併協定に向けた協議会の日程となっております。ご覧いただいておりますとおり、合併協定に向けての日程となっておりますので、先ほどご審議いただきました、薩摩東部地区との一部事務組合の協議につきましても、精力的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

森卓朗会長

次回の協議会の開催日程等を含めまして、説明いたしました、何かございませんか。

（「なし」の声）

特別にないということでございます。

長時間にわたりまして、真剣に第12回目の法定合併協議会の会議を皆様方、やっただきました。今日は1つの節目といたしまして、昨年の12月25日から今日まで、皆様方各位におかれましては、大変お忙しい中、万障を繰り合わせて、新市まちづくりにつきまして、ご協議をしてきていただいたところでございます。

46項目の重要な合併協定項目につきまして、ただいま皆様方のご理解とご協力によりまして、一応、了承していただきました。いよいよ明けましたら1月19日から62会場に住民に説明をしていくことになるわけでございます。

新市名称につきましても、いろいろご意見ございましたけれども、薩摩川内市という名称でご決定をいただきましたことでございます。

いろいろとこれからも合併に向かって、まだまだ大きな山がいくつも来ようかと思えますけれども、これまで1年間、精力的に皆様方50数名の委員の皆様方が心を一つにして、

この会議を運営して、あるいは協議をしながら、いろいろと持ってここまで来れましたことは、皆様方のお力によるものであると思う次第であります。

いろいろと本日も出ましたご意見につきましては、少しでも皆様方のご意見を大切にしたい、そしてできるだけ合併してよかったと言われるような、そういうまちにしていかなければいけないと思いますので、最後まで意見はいろいろと違うことがたくさんあるだろうと思いますが、その都度、調整をしながら、お互い譲り合いながら、目標に向かってさらに前進をしてみたいと思う次第でございます。

明けましたら、またすぐ法定協議会も開かれるということでございまして、新春のすがすがしい気持ちも持ちながら、すぐまだ幕の内明けない中での会議もはじまりますけれども、引き続きひとつご協力を賜りますように、お願いを申し上げます。

冒頭にも申し上げましたけれども、お元気で越年されまして、また、新春の第 13 回目の法定合併協議会では、元気なお姿、お顔で、また、一堂に会することを祈念申し上げ、座長としての本日の役目を終わらせていただきたいと存じます。ご協議、誠にありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

以上を持ちまして、第 12 回川薩地区法定合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。

なお、このあと首長さん方の新市名称決定に関して、写真撮影を行いますので、ご面倒ですが、首長さん方はステージの方にお集まりいただければと思います。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川薩地区法定合併協議会会長